

mojimoサポートライセンス規約

以下の規約（以下「本規約」といいます）は、フォントワークス株式会社（以下「当社」といいます）が提供するフォント環境提供プログラム「mojimo」（当社が商品の種類毎に指定する複数の書体をパッケージにして提供するサービスの総称をいうものとし、個別の商品には異なる名称が付されることがあります。以下「本サポートプログラム」といいます）の提供条件および本サポートプログラムの利用に関するお客様と当社との権利義務関係を定めることを目的とし、お客様と当社との本サポートプログラムの利用にかかわる一切の關係に適用されるものです。本サポートプログラムを利用するには、本規約に同意する必要があります。

1. 未成年者

未成年者が、本サポートプログラムの申込みを行う場合（下記2に記載するユーザーIDの登録を含みます）は、法定代理人（親権者など）の同意が必要です。未成年者は、事前に法定代理人の同意を得てから本サポートプログラムをお申し込みください。当社は、未成年者が本規約に同意して、本サポートプログラムの申込みを行った場合には、法定代理人の同意があったものとみなします。

2. 申込者

本サポートプログラムの申込みを行うお客様（個人であるか法人であるかを問いませんが、日本国内に限るものとし、以下「申込者」といいます）は、本規約に同意する必要があります。

当社は、反社会的勢力の構成員（過去に構成員であった方を含みます）またはその関係者であるお客様や、本サポートプログラムの利用において過去に不正使用を行ったり、第三者に迷惑をかけたりするようなお客様に対しては、本サポートプログラムのご利用をお断りすることができるとします。

3. ライセンスの許諾

当社は、本規約所定の手続に従って成立する、申込者と当社との本サポートプログラムの利用に係る契約（以下「本契約」といいます）の期間中に限り、本契約に定める条件にしたがって、本サポートプログラムを享受できる非独占的権利を申込者に許諾いたします。

申込者は、本サポートプログラムに基づき、当社がその時点で本サポートプログラムで提供している当社および当社が第三者から許諾を受けて提供している画面表示用フォント（以下「提供フォント」といいます。当社は、当社が必要と判断した場合には随時、提供フォントの追加、削除、入替え等の変更を行う権利を有します）、素材データ等のデジタルコンテンツおよびユーティリティソフトウェア（デジタルコンテンツおよび提供フォントと合わせて以下「フォント等」といいます）を、当社がフォント等の動作を確認しているiOS環境（以下「適格iOS」といいます）にインストールし、使用することができます。これらフォント等は、本サポートプログラムのサービスの一つとして契約期間中、申込者に貸与されるものです。但し、本サポートプログラムに基づいてフォント等をインストールし、使用するためには、申込者は、本サポートプログラムを受ける適格iOSの台数分の有効なライセンスを取得していなければなりません（ただし、商品の種類によって、購入できるライセンス数に制限がある場合があります）。フォント等をインストールした適格iOSにおいてファイル共有機能等を使って、フォント等のファイルを他の端末へ公開、共有させることはできません。また、申込者は、フォント等のファイルをコピー、配布することができません。

申込者が本サポートプログラムに基づいてフォント等をインストールし、使用することができるのは、本契約の存続期間中に限られ、本契約が終了した場合には、申込者は、フォント等を、適格iOSより直ちに削除するものとします。

申込者は、本契約で提供されるフォント等に関する全ての権利が当社または当社が許諾を受けた会社に帰属していることを認め、本契約で提供されるアプリケーション等の変更、リバーエンジニアリング、ディスアSEMBル、デコンパイル、翻訳、改変あるいは流用翻案等を行わないことに合意するものとします。

申込者は、第三者に使用（有償・無償を問いません）させる目的で、フォント等ファイル自体、または提供フォントから取り出したアウトラインデータ等のデータを、そのまま、または改変等を加えて、インターネット、LANその他のネットワークを通じて送信し、または頒布することはできないものとします。

申込者は、通常の事業および個人的な目的に限ってフォント等を使用することができます。申込者は、ロゴタイプに提供フォントを使用することができるものとしますが、当該使用により当社または当社が許諾を受けた会社が当該フォントに関し有する権利を申込者に譲渡するものではありません。

当社は、本サポートプログラムに関して個別に提供条件（以下「特約」といいます）を定めることができるものとし、特約は本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと特約の定めとが異なる場合には、特約の定めが優先して適用されるものとします。

4. サポートプログラムの申込みおよび使用許諾

当社は、申込者に対し、mojimoアプリを提供し、その使用を許諾します。

5. 期間および終了

本契約は、mojimoアプリをインストール日から効力を生じるものとし、期間満了前にmojimoアプリをアンインストールしない限り、本サポートプログラムのライセンスの有効期間（30日間）の満了まで継続します。申込者は、期間満了後にmojimoアプリを継続して使用することを希望する場合、本サポートプログラムを再度購入する必要があります。申込者または当社が本契約の終了または解約をした場合には、申込者は第6条（d）に定める通知義務を遵守しなければならないものとします。

申込者が本契約に違反した場合、当社は、催告等の手続を要することなく直ちに本契約を解除し、申込者による直ちにmojimoアプリの使用を中止させることができるものとします。解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとします。

期間満了、解除その他終了原因の如何にかかわらず、本契約が終了した場合には、申込者は、本契約に基づいてインストールおよび使用を許諾されていたフォント等を、適格iOSより直ちに削除するものとし、当社の要求がある場合には、かかる削除の事実を当社に証明するものとします。

第5条、6条、7条、8条ないし12条は、本契約の終了または満了後も存続します。

6. 遵守事項

申込者は、有効なライセンス数および適格iOSへのフォント等のインストール数についての記録を作成し、保管しなければならないものとします。

申込者は、当社が定める本サポートプログラムに関する利用案内・注意事項等を遵守しなければならないものとします。

当社は、本契約の有効期間中およびその終了後2年を経過するまで、本契約の定める条件が

遵守されているか否かを確認するために、当社または当社の委託する第三者を通じて申込者を検査する権利を有するものとします。但し、かかる検査は、通常の業務時間内に、申込者の業務を不合理に妨げない方法で行われるものとしますが、故意に検査の妨害がなされた場合等はこの限りではないものとします。

申込者は、本契約に基づき貸与されたフォント等の管理を厳格に行うものとし、万一、第三者による法律または本契約で禁止されている行為が、申込者に貸与されたフォント等またはその複製物を用いて行われた場合は、当該行為は申込者自身の行為とみなされるものとします。

法人である申込者は、申込者の従業員等（ユーザー）に対して、（a）申込者が当社と本契約を締結していること、（b）本契約の期間中のみ本サポートプログラムを受けられフォント等の使用を許可されていること、（c）本サポートプログラムによって提供されるフォント等をインストールし、または使用する権利は、適格iOSの台数ごとに許諾されており、適格iOS以外の端末では、これらのフォント等をインストールし、または使用することはできないこと、（d）申込者が本契約を更新しない場合、本契約に基づき使用許諾された本サポートプログラムで提供されたフォント等は、本契約が満了となる時、または本契約が終了される時にすべての端末より削除または除去されなければならないこと、その他本サポートプログラムを受けるにあたっての全ての条件を通知しなければならないものとします。

申込者は、申込者のユーザーがアクセスまたは使用する本サポートプログラムで提供されたフォント等の不正なインストールや使用等を調査しこれを停止させるにつき、当社にあらゆる合理的な協力を提供するものとします。

万一、提供フォントの不正使用が発見された場合、1フォントにつき当社フォントパッケージ製品の希望小売価格に、本サポートプログラムで提供しているフォント数と不正使用されていた端末の台数を乗じて算出された金額に加え、他の損害等を含めた金額を損害金として請求するものとします。

7. 無効化手段

当社は、本契約に基づき当社が提供する本サポートプログラムで提供されたフォント等に、プロアクティブな技術的無効化手段を包含させ、これにより、時限装置により、ひとたび本契約が満了した場合または終了された場合には、当社が、本サポートプログラムで提供されたフォント等を無効化することができる権利を有するものとします。

8. 限定的保証および保証の否認

当社または当社が許諾を受けた会社は、提供フォントは自らに帰属することを保証し、当該提供フォントが適格iOS上で動作することを保証します。但し、申込者が適格iOSに当社が認める以外のソフトウェアをインストールした場合には、保証の限りではありません。

当社は、適格iOSで提供フォントが動作しなかった場合は、速やかにその不具合に対処するものとします。あるいは、端末のハードウェアの性能の向上、iOSの仕様変更により提供フォントが動作しない場合は、対処予定計画を申込者に通知し対処するものとします。

提供フォントが第三者の権利を侵害し第三者が何らかの主張を行った場合は、当社が自らの責任と負担でこれを解決し、申込者に何らの迷惑を及ぼしません。またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。本保証の規定は、本サポートプログラム、フォント等または当社の本契約の履行に関して、当社の申込者に対する責任の全てを定めたものです。当社は、法律により認められる最

大限の範囲において、本保証に定める以外に、法律上の請求原因の如何または明示、黙示を問わず、商品性、品質、特定目的適合性、権利非侵害その他について一切の保証責任を負わないものとしします。

9. 秘密保持

申込者は、本契約に関連して当社が申込者に対して開示した非公知の情報について、当社の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとしします。

10. 申込者情報の取扱い

当社による申込者情報の取扱いが発生する場合、当該申込者情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシー (<https://fontworks.co.jp/privacy/>) の定めによるものとし、申込者はこのプライバシーポリシーに従って当社が申込者の情報を取り扱うことについて同意するものとしします。

当社は、申込者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用および公開できるものとし、申込者はこれに異議を唱えないものとしします。

11. 本規約等の変更

本規約等は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとしします。なお、本規約等の変更は、申込者に当該変更内容を通知（原則として本サポートプログラムに関する当社のウェブサイト内に掲示する方法により行います）その他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとしします。

12. 通則

申込者は、本契約または本契約に基づく申込者の権利もしくは義務を、第三者に対して譲渡・移転・貸与等することはできません。当社は、申込者の事前の承認を得ることなく、本契約または本契約に基づく当社の権利または義務を第三者へ譲渡または移転することができるものとし、当該譲渡または移転の事実を申込者に通知するものとしします。

本契約のいずれかの規定が無効または強制不能と判示された場合にも、本契約の残余の規定または部分は完全なる効力を有し有効であり続けるものとしします。無効または強制不能性が本契約の規定または一部が不合理であることに起因している場合には、裁判所または仲裁人（場合によって）は、法律により認められる最大限でかかる規定または一部を有効とすべく、これを変更することができるものとしします。

本契約の準拠法は日本法としします。本契約に関する裁判については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

13. 特約条項

本サポートプログラムに関して、次のとおり特約を定めます。

- (a) 本サポートプログラムをお申し込みいただけるお客様は、日本国内に居住する個人/法人のお客様となります。
- (b) お客様が購入できる本サポートプログラムのライセンス数は、1ライセンスを上限とします。
- (c) ライセンスの有効期間はすべて30日となります。

(d) 本サポートプログラムにおいては、動画共有サービス向け映像制作用途使用に関する特約（以下「本特約」といいます。）として、以下の通り、定めます。

当社は、提供フォントを使用することに対し、その使用目的が、本規約及び本特約の使用許諾範囲内かを管理・監督し、またその利用を希望する者に使用に関する正しい理解を求めています。

申込者は、日本国内で自動公衆送信による動画共有サービス向けの映像制作を行っており、当該映像中に提供フォントを使用することを希望しています。

当社は申込者に対し、提供フォントを当該映像内に使用することに対し以下の条件を提示し、申込者は、当社が提示した以下の条件を承諾し、当社の提供フォント使用許諾の範囲内で、申込者が制作する映像内に提供フォントを使用します。

第1条（目的）

1. 本規約では、当社と申込者との間で提供フォントの文字デザインを使用した成果物を作成することを許諾範囲としているところ、映像制作の用途においては、当該用途に特有の様々な使用方法が存在しています。そこで、本特約は、映像制作の用途における申込者の使用方法が本規約及び本特約の許諾範囲内であるかどうかの判定要素を定めることによって、申込者の映像制作業務を効率よく進められることを目的とします。

2. 本特約第4条第1項に定める判定要素によっても、本規約及び本特約の許諾範囲内か否かの判定が難しい場合は、当社の判断により決定するものとします。

第2条（サーバーライセンス）

社内、社外、イントラネット、インターネットを問わず、サーバーにフォントを収録・設置し利用するためには、別途当社サーバーライセンスを必要とします。

第3条（使用許諾の対価）

本契約が有効な間、本特約の規定に従う限り、申込者のソフトウェアで使用される提供フォントの使用許諾の対価は、本契約の料金に含まれます。

第4条（使用許諾範囲）

1. 原ライセンスの許諾範囲にかかわらず、当社は申込者に対し、当社所定の「使用許諾範囲<mojimo>」に定める範囲内において使用することを許諾します。

2. PC等でインターネット上の外部の文字情報を自動収集し、受信し、又は申込者の制作した映像の視聴者（ユーザー）が入力するなどしてmojimoフォントを使用して自動処理で配信（発信、出力等）することは、運用システムの態様ごとに使用許諾範囲内・外の確認が必要となります。

以上

2020年8月1日